

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：一般財団法人宮崎県内水面振興センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	うなぎ資源持続的利用 対策事業業務委託	うなぎ稚魚の流通の 適正化に関する調査 業務、内水面漁業取 締及び密漁防止業務 の委託	36,372,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、「うなぎ稚魚の取扱いに関する 条例」等に基づくうなぎ稚魚の流通の適正化 に関する調査業務、内水面漁業取締及び密漁 防止業務を委託するものである。 一般財団法人宮崎県内水面振興センター は、県警からの出向者を警備振興対策監とし て配置し、自己の採捕する河川でのうなぎ稚 魚流通に関する情報収集の実績があり、かつ、 同職員の指揮に基づき暴力団等の反社会的 活動団体の妨害行為に対しても適切な対応 のとれる能力・知見があるなど、県内で本業 務を遂行可能な者は当法人において他にない ことから、当法人と随意契約を締結すること としたものである。	農政水産部 漁業管理課
2	シラスウナギトレーサ ビリティ手法検討事業 業務委託	シラスウナギのト レーサビリティ手法 検討に係る各種調査 業務の委託	4,565,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、水産庁、(一社)全日本持続的 養鰻機構、東京海洋大学及び関係県と連携し てシラスウナギのトレーサビリティ手法を検 討する上で、本県において必要となる調査業 務を委託するものである。 一般財団法人宮崎県内水面振興センター は、県警からの出向者を警備振興対策監とし て配置し、自己の採捕する河川でのうなぎ稚 魚流通に関する情報収集の実績があり、かつ、 同職員の指揮に基づき暴力団等の反社会的 活動団体の妨害行為に対しても適切な対応 のとれる能力・知見がある。また、上段の委 託業務で条例に基づく取引状況の確認調査を 実施しているため調査のノウハウがあり、県 内で本業務を遂行可能な者は当法人において 他にないことから、当法人と随意契約を締結 することとしたものである。	農政水産部 漁業管理課
3	カワウ生息状況調査業 務	耳川水系及び五ヶ瀬 川水系等におけるカ ワウの生息状況調査 業務の委託	10,030,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、内水面の水産動植物の保護培養 を目的として、カワウの生息状況を確認する など本県において必要となる調査業務を委託 するものである。 一般財団法人宮崎県内水面振興センター は、定款においても水産動植物の保護培養、 環境保全等を行うことを明記しており、また、 平成8年度から県の委託事業である「うな ぎ資源適正管理推進事業」や類似の委託事業 等を毎年受託し、河川の調査等のノウハウが あり、県内で本業務を遂行可能な者は当法人 において他にないことから、当法人と随意契 約を締結することとしたものである。	農政水産部 漁業管理課
4	河川パトロール等によ る新型コロナウイルス感 染防止啓発事業委託業 務	遊漁者向けの新型コ ロナ感染防止対策の 周知及び普及啓発業 務の委託	4,477,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、内水面漁業の振興と感染防止の 両立が図られた宮崎県の新しい遊漁環境の確 立を目的として、内水面の遊漁者向けに新型 コロナ感染防止対策の周知及び普及啓発業 務を委託するものである。 一般財団法人宮崎県内水面振興センター は、内水面漁業及び内水面の水産動植物に係 る養殖業の振興を目的として県や市町村等か らの出捐により設立された公益性、信頼性の 高い団体であり、また、令和元年度及び2年 度において、県が行う内水面漁業取締及び密 漁防止業務に伴う補助的業務等類似の業務を 受託し、本業務の遂行に必要な業務経験、実 績があり、県内で本業務を遂行可能な者は当 法人において他にないことから、当法人と随 意契約を締結することとしたものである。	農政水産部 漁業管理課